

リバースモーゲージローンカード規定

2023年7月3日現在

呉信用金庫

目次

| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 1. | (カードの利用) | 1 |
| 2. | (有効期間) | 1 |
| 3. | (支払機による払戻し) | 1 |
| 4. | (任意返済) | 2 |
| 5. | (振込機による振込) | 2 |
| 6. | (自動機利用手数料等) | 2 |
| 7. | (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) | 2 |
| 8. | (お取引明細等) | 3 |
| 9. | (カード・暗証番号の管理等) | 3 |
| 10. | (偽造カード等による払戻し等) | 3 |
| 11. | (盗難カードによる払戻し等) | 3 |
| 12. | (カードの紛失、届出事項の変更等) | 3 |
| 13. | (カードの再発行等) | 4 |
| 14. | (預金機・支払機・振込機への誤入力等) | 4 |
| 15. | (解約、カードの利用停止等) | 4 |
| 16. | (譲渡、質入れ等の禁止) | 4 |
| 17. | (規定の適用) | 4 |
| 18. | (規定の変更) | 4 |

リバースモーゲージローンカード規定

1. (カードの利用)

リバースモーゲージローン「きぼう」(以下、「カードローン口座」といいます)について発行したローンカード(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してカードローン口座の貸越を受ける(以下、貸越を受けることを単に「払戻し」といいます。)場合
- (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預金業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用してカードローン口座の貸越金の随時のご返済(以下「任意返済」といいます。)をする場合
- (3) 当金庫および提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

2. (有効期間)

カードの有効期間は、カードローン契約書(リバースモーゲージローン)を締結した日から同契約書に定める「契約期限」までとします。「契約期限」以降はその払戻しはできません。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (任意返済)

- (1) 預金機を使用して任意返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 窓口で任意返済を行う場合には、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、窓口営業時間内にカードとともに提出してください。

5. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携先の振込機による1日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して任意返済をする場合には、当金庫または提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、払戻しおよび任意返済時に、払戻請求書なしでカードローン口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをしたカードローン口座から自動的に引落します。なお、提携先の振込手数料は、当金庫から提携先に支払います。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより任意返済をすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより払戻しをすることができます。

-
- (3) 前記第1項、第2項による任意返済または払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
 - (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. (お取引明細等)

- (1) カードによる払戻しおよび任意返済の都度、その内容を記載した取引明細票をお渡しします。
- (2) カードローン口座のご利用がある場合、6か月毎にご利用残高をお知らせいたします。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11. (盗難カードによる払戻し等)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 支払機・預金機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先の支払機、提携先の預入機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での任意返済または払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) カードローン口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん・不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第 16 条に定める規定に違反した場合
 - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「カードローン契約書（リバースモーゲージローン）」の各条項および振込規定により取扱います。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前 1 項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。